

意見書

CPD-総-2009-004

平成 21 年 7 月 21 日

総務省 情報通信国際戦略局
情報通信政策課 御中

郵便番号 107-0052

住 所 (ふりがな) とうきょうとみなとくあかきかいちようめ ほん ごう
東京都港区赤坂一丁目14番14号

氏 名 (ふりがな) じえいさつとかぶしきがいしゃ
スカパーJSAT株式会社

代表取締役執行役員社長 あきやま まさのり
秋山 政徳

通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成 20 年諮問第 14 号>答申(案)について、別紙の通り意見を提出致します。

別紙

項目	意見
<p>1. 法体系見直しの必要性</p>	<p>放送、通信について複数の法律で構成される現行の法体系を、「伝送設備」、「伝送サービス」、「コンテンツ」という3つの視点から見直しを行うこと、及び、見直しにあたって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、制度の集約・大括り化 ② 情報の自由な流通の促進 ③ 迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、経営の選択肢を拡大する制度の整備 ④ 情報通信の安全性・信頼性の確保 ⑤ 利用者・受信者の利益の保護 <p>という5つの目的の実現を重視することに賛同致します。</p>
<p>2. 伝送設備規律</p>	<p>伝送設備規律については、今後も検討を進める中で見直しをすべき事項が新たに提案されることも予想されるため、本答申(案)の事項に限定されることなく、必要に応じて更なる規制緩和についても、広く検討を進めていただくことを要望致します。</p>
<p>3. 伝送サービス規律 (3)放送・有線放送の安全・信頼性の確保</p>	<p>通信・放送事業者による事故情報の利用者等への周知の在り方については、放送の社会的影響力等を勘案した上で、個々の事業者にとって過度の負担とならないよう、規定を整備いただくことを要望致します。</p>
<p>4. コンテンツ規律 (3)具体的規律 ①一定の放送を確保するための規律</p>	<p>一般衛星放送を基本計画の対象外とすることは、多様なコンテンツ展開や事業展開が可能となることから、賛同致します。</p>
<p>(3)具体的規律 ②業務の開始の手続き等</p>	<p>すべての放送について、放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続きとし、その一致又は分離の別を事業者が選択可能とすることは、事業者の経営の選択肢の拡大につながることから、賛同致します。</p>
<p>(3)具体的規律 ③番組規律</p>	<p>放送メディアの機能・役割を踏まえた方向性に沿って、個々の番組規律を再構成することは、各放送メディアの特性にあった規律となることから、賛同致します。</p> <p>但し、基本計画の対象である放送であっても、「専門的情報の提供」を中心とした機能・役割を担うことが期待される放送や、その放送メディア全体で多様な放送番組を確保しようという放送の場合、個々の番組においては調和原則の適用除外等の緩和が想定されます。そうした点を踏まえると、放送番組ごとの種別、放送時間等の公表を求</p>

	<p>める制度の導入の是非については、放送事業者の意見も踏まえて慎重に検討すべきと考えます。</p> <p>また、基本計画の対象でない放送については、一定数のチャンネルで番組準則を満たすことでも可とするような規律の緩和を検討いただくことを要望致します。</p>
<p>(3) 具体的規律 ④ 表現の自由享有基準</p>	<p>「多元性」、「多様性」、「地域性」の確保に大きな支障を及ぼさない範囲で、必要に応じて、表現の自由享有基準の緩和を検討することに賛同致します。</p> <p>特に、「イ 各論」で示されている、基本計画の対象としない放送の表現の自由享有基準の見直しについては、所謂マスメディア集中排除原則の適用除外を含む、大幅な緩和を要望致します。</p>
<p>5. プラットフォーム規律</p>	<p>有料放送管理事業に係る規律を、コンテンツ規律として位置づけることには賛同致します。</p> <p>但し、既存の有線テレビジョン放送事業者や限定受信システム(CAS)サービスの提供者に加え、IP 放送や移動受信用地上放送等において、新たな有料放送管理業務の提供者の登場も想定される中、具体的にどのような規律を、どのような事業者に適用させるかについては、慎重な検討が必要と考えます。</p> <p>その上で、同様のサービスを提供する事業者には、同様の規律が適用されるよう、規律を整備いただくことを要望致します。</p>
<p>7. 利用者利益の確保・向上のための規律</p>	<p>有料放送に係るプラットフォーム事業者に対して、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内受信者に対し、有料放送の役務の提供に係る契約の相手方及び料金その他の提供条件並びにその変更の内容を明らかにする措置 ・国内受信者の苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理する措置 ・有料放送管理業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な措置 <p>を講じ、これらの措置を含む業務の実施方針を策定・公表することを規定しているのは、放送法における有料放送管理事業に係る規律のみですが、既存の有線テレビジョン放送事業者や限定受信システム(CAS)サービスの提供者、IP 放送や移動受信用地上放送等においても、有料放送管理事業者と同等の規律を適用することで、利用者保護の向上を図るべきと考えます。</p>